

指標 16.2.2

指標名、ターゲット及びゴール

指標 16.2.2 10万人当たりの人身取引の犠牲者の数（性別、年齢、搾取形態別）

ターゲット 16.2 子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。

ゴール 16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

定義及び根拠

○ 定義

この指標は、日本で認知された人身取引被害者の総数として定義される。人身取引議定書の第3条は、次のとおり定義している。

第3条

- (a) 「人身取引」とは、搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはぜい弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受することをいう。搾取には、少なくとも、他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷化若しくはこれに類する行為、隷属又は臓器の摘出を含める。
- (b) (a)に規定する手段が用いられた場合には、人身取引の被害者が(a)に規定する搾取について同意しているか否かを問わない。
- (c) 搾取の目的で児童を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受することは、(a)に規定するいずれの手段が用いられない場合であっても、人身取引とみなされる。
- (d) 「児童」とは、十八歳未満のすべての者をいう。

○ 概念

人身取引議定書に定められた定義によれば、人身取引は3つの構成要素を持つ。すなわち、行為（獲得、輸送、引き渡し、蔵匿又は収受）、手段（暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはぜい弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受）及び目

的（少なくとも、その者に売春をさせること等による性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷化若しくはこれに類する行為、隷属又は臓器の摘出のいずれかを含む）である。

上記手段が用いられた場合、被害者が上記目的となる搾取について同意しているか否かを問わない。

また、対象者が児童である場合には、上記のいずれの手段が用いられない場合であっても、人身取引被害者に該当する。

○ 根拠及び解釈

この指標は、被害者のプロフィールと搾取の形態に従って人身取引の被害者の数を示している。

なお、人身取引の被害者には不法滞在の外国人も含まれており、割合を算定する場合に母数を確定することが困難であるため、実数を指標としている。

データソース及び収集方法

- 人身取引対策に関する取組について（年次報告）（令和4年6月22日人身取引対策推進会議決定）
- 人身取引対策に関する取組について（年次報告）（令和3年6月7日人身取引対策推進会議決定）
- 人身取引対策に関する取組について（年次報告）（令和2年5月25日人身取引対策推進会議決定）
- 人身取引対策に関する取組について（年次報告）（令和元年5月24日人身取引対策推進会議決定）
- 人身取引対策に関する取組について（年次報告）（平成30年5月18日人身取引対策推進会議決定）
- 人身取引対策に関する取組について（年次報告）（平成29年5月30日人身取引対策推進会議決定）
- 人身取引対策に関する取組について（年次報告）（平成28年5月20日人身取引対策推進会議決定）
- 人身取引対策に関する取組について（年次報告）（平成27年5月8日人身取引対策推進会議決定）

方法論的考察

○ コメントと限界

人身取引の認知された被害者の数は、国連議定書で定義されているよう

に被害者に注意を向けるという利点があり、人身取引の行為、手段及び目的は各国当局によって特定されている。しかしながら、それは犯罪の暗数、すなわち当局によって認知されなかった被害者の数をカバーしていない。認知された被害者に関する情報は、認知された被害者の性別や年齢プロファイル、搾取の形態、人身取引の流れを監視するための貴重な情報を提供するが、認知された被害者の数自体は人身取引のレベルを測定しない。人身取引の認知された被害者の変化は、人身取引の流れの激しさだけでなく、法執行の変化、法律の変更、被害者の態度の変化など、複数の要因が原因である可能性があるため、傾向の解釈は慎重に行われる必要がある。

データの詳細集計

男女別、年齢別及び搾取形態別

参考

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/jinsintorihiki/dai8/honbun.pdf>
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/jinsintorihiki/dai7/honbun.pdf>
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/jinsintorihiki/dai6/honbun.pdf>
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/jinsintorihiki/dai5/honbun.pdf>
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/jinsintorihiki/dai4/honbun.pdf>
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/jinsintorihiki/dai3/honbun.pdf>
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/jinsintorihiki/dai2/honbun.pdf>
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/jinsintorihiki/pdf/honbun1.pdf>

データ提供府省

内閣官房

関連政策府省

内閣府、こども家庭庁、警察庁、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省

担当国際機関

国連薬物犯罪事務所 (UNODC)